

令和5年度

第3回我孫子市国民健康保険運営協議会

会 議 録

開催日時 令和6年2月16日

開催場所 議会棟A B会議室

- 1 招 集 日 時 令和6年2月16日（金）午後1時30分開会
- 2 招 集 場 所 議会棟 AB会議室
- 3 出 席 委 員 磯邊久男委員 鈴木浩委員 玉村容子委員
牧則子委員 松下世津子委員 茂木和之委員
森田秀樹委員
- 4 欠 席 委 員 石川浩之委員 佐宗由紀子委員 佐藤昭宏委員
- 5 出席事務局職員 飯田健康福祉部長 海老原国保年金課長
野口課長補佐 廣瀬課長補佐
山本主任 楠瀬主任 澤井主任 山梨主任
- 6 公開／非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0名
- 8 会議に関する事項
 - 一 開 会
 - 1 資料確認
 - 二 議事
 - 1 令和6年度保険税率改定（案）に関する経過報告
 - 2 令和6年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）について
 - 3 令和6年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について
 - 4 次期データヘルス計画事業について
 - 5 その他
 - 三 閉会

目 次

一 開 会

1. 資料確認 3

二 議 事

1. 令和6年度保険税率改定（案）に関する経過報告 4
2. 令和6年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）について 6
3. 令和6年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について 8
4. 次期データヘルス計画事業について 12
5. その他 17

三 閉 会

午後1時28分開会

一 開 会

○事務局 定刻よりは早いのですが、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、皆様方には、日頃から国民健康保健事業の運営につきまして御理解と御協力を頂き、心より感謝申し上げます。

本日、司会を務めさせていただきます課長補佐の野口です。どうぞよろしく申し上げます。

これより令和5年度第3回我孫子市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

資料確認

○事務局 初めに、会議を始めるにあたり、本日の資料を確認させていただきます。

先日、委員の皆様にお送りしました資料といたしまして、資料 No.1 「令和6年度保険税率改定（案）に関する経過報告」、資料 No.2 「令和6年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）について」、資料 No.3 「令和6年度国民健康保健事業特別会計予算案について」、資料 No.4 「第3期我孫子市国民健康保険データヘルス計画、第4期我孫子市特定健康診査等実施計画（案）」。

次に、本日、机の上に配付しました資料として、協議資料ではありませんが、「会議次第」「席次表」を配付させていただきましたのでご確認をお願いします。

資料のない方がいらっしゃいましたら事務局で用意しておりますので、お申し出ください。——よろしいでしょうか。

次に、我孫子市国民健康保険条例施行規則第8条の規定で、本会議は、委員の半数以上の出席をもって成立となります。

本日は10名の委員のうち7名の出席がございますので、会議は成立しておりますことを御報告させていただきます。

なお、本日は、我孫子市医師会の佐藤様、我孫子市歯科医師会の石川様、公立学校共済組合千葉支部の佐宗様の3名が欠席との連絡がございました。このことにつきましてご報

告させていただきます。

次に、会議の公開について御報告いたします。本協議会は、我孫子市情報公開条例第22条の規定により会議は公開となります。

開会に当たりまして、健康福祉部長の飯田から挨拶させていただきます。

○部長 本日は、お忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから本市の国民健康保険事業に多大なるご尽力をいただくとともに、市政全般にわたりご理解、ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

また、前回の運営協議会は、寒い中、夜の開催にも関わらずご出席いただきまして有り難うございました。

今日の会議では、前回の運営協議会で皆様に審議していただきました、保険税率改定（案）に関する経過報告、ほかに、令和6年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）について、令和6年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について、令和6年度からスタートする、次期データヘルス計画事業について皆様に報告いたします。

引き続き、国民健康保険制度の円滑な運営に努めてまいりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

朝夕はまだ寒い日が続きますが、皆様におかれましてはくれぐれも健康管理にご留意の上、お過ごしいただければと思っております。

それでは、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは議事に移ります。

我孫子市国民健康保険施行規則第6条により、会議の議長は会長が当たることになっております。これより会長に議事進行をお願いいたします。

二 議 事

1. 我孫子市保険税率改定（案）に関する経過報告

○会長 ただいま事務局より、本日の会議は定足数を満たしており、会議は成立しているとの報告がありましたので、これより次第に沿って議事を進めたいと思います。ぜひ、会議が円滑に行えますよう、皆様の御協力をお願いいたします。

それでは、議題1「令和6年度保険税率改定（案）に関する経過報告」につきまして、

事務局より説明をお願いします。

○事務局 国保年金課の楠瀬です。

先日は、令和6年度の保険税率改定(案)の審議にあたり、会長並びに委員の皆様には大変お疲れの中、遅い時間にお集まりいただき、ありがとうございました。

私から、「令和6年度 保険税率改定(案)に関する経過報告」をさせていただきます。

すみませんが着座にて報告させていただきます。

資料No.1、「令和6年度 保険税率改定(案)に関する経過報告」をご覧ください。

はじめに、1月11日と翌日12日にかけて、令和6年度予算編成について、議員との懇談会が開催され、市長から、約2億7千万円の不足額が生じる見込みであることを説明しました。

1月15日に第2回運営協議会を開催し、保険税率改定(案)について諮問し、令和6年度の予算編成において、保険税率の改定が必要となっている状況及び保険税率改定(案)について説明いたしました。

諮問の趣旨を踏まえて慎重に審議していただいた結果、保険税の引き上げについては適当であると判断するとの答申をいただきました。

1月17日、運営協議会からの答申内容を市長に報告しました。市長からは、運営協議会からの答申の通りの税率改定(案)で、3月議会に議案を提出するよう指示がありました。

2月6日と7日には、3月議会提出予定議案について、議員との懇談会が開催され、市長から、税率改定(案)の議案について説明しました。

次に、今後の予定になりますが、来週21日に3月議会が開会しますので、税率改定(案)の議案を提出する予定です。

3月6日には教育福祉常任委員会において議案の審査が行われ、議会最終日3月14日に採決となります。

採決の結果、可決された場合、4月1日に税率を改定した保険税条例が施行となります。

なお、被保険者への税率改定の周知については、4月にホームページや広報で掲載すると共に、6月に発送する当初納税通知書に同封している冊子にも税率改定に関する内容を記載する予定です。

以上で報告を終わります。

○会長 ただいま「令和6年度保険税率改定(案)に関する経過報告」の説明が終わりました。これより質疑応答に移らせていただきます。

なお、一問一答の形式を取らせていただきますので御協力をお願いします。
それでは御質問等のある方は挙手をお願いします。——ありませんか。
ないようであれば、これで質疑打ち切りということによろしいでしょうか。

2. 令和6年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）について

○会長 それでは、次に議題2「令和6年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 引き続き私から説明させていただきます。

まず、資料 No. 2「令和6年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）について」を御覧ください。

今回、国民健康保険税条例と国民健康保険条例が改正となります。まず1番の国民健康保険税条例の改正について、昨年12月22日に「令和6年度税制改正大綱」が閣議決定されました。その中で国民健康保険税に係る主な改正は、課税限度額の引上げ、軽減判定所得の基準額引上げとなります。課税限度額の引上げにつきましては、高齢者支援金分が22万円から24万円となり、現在の104万円から106万円に2万円引き上げられることが決定しました。

影響世帯数・調定額としては、515世帯から103世帯少ない412世帯が該当し、調定額としては1億4,170万2,000円から1億4,271万4,000円と、101万2,000円の増額となる見込みとなります。

なお、影響世帯数等は、令和5年6月15日時点の世帯数の状況で試算しています。

軽減判定所得の基準額引上げについては、世帯人数に乗ずる額について5割軽減は29万円から29万5,000円に、2割軽減は53万5,000円から54万5,000円に引き上げられることが決定しました。

それでは、裏面を御覧ください。

影響世帯数・調定額としては、5割軽減では2,917人から2,995人に増える予定となり、軽減額としては4,975万1,000円から5,104万2,000円と、129万1,000円増額する見込みとなります。

また、2割軽減の場合、3,269人から3,368人に増える予定となり、軽減額としては2,213万6,000円から2,282万2,000円と、68万6,000円増

額する見込みとなります。

合計としては、11,216人から11,393人と177人増加し、軽減額としては2億997万8,000円から2億1,195万5,000円と、197万7,000円増額する見込みとなります。

今後は、地方税法施行令の改正を待つて、国民健康保険税条例の改正を行いますが、3月末に施行令の改正が行われる予定です。そのため4月1日に施行となり、急を要するため専決処分とするものになります。

なお、6月議会で報告議案として提出させていただく予定です。

続いて、2番の我孫子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてですが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、現行の国民健康保険証が令和6年12月2日より廃止となる関連で、被保険者証の返還が不要となることから、第10条（罰則）に記載の「被保険者証の返還」の文言を修正する予定です。

改正時期は、令和6年12月までに改正する予定となっています。

私の説明は以上となります。

○会長 ただいま「令和6年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）について」説明が終わりました。これより質疑応答に移らせていただきます。御質問等のある方は挙手をお願いいたします。

○委員 マイナンバーカードと健康保険証の一体化の件ですが、我孫子市のマイナンバーカードの交付率はどのくらいでしょうか。

○事務局 国保年金課長の海老原です。交付率は把握しておりません。

○委員 まだ7割か8割くらいだと思いますが、その後どうするのでしょうかね。健康保険証が廃止になるのに。

○事務局 12月2日に保険証は廃止になりますが、我孫子市は保険証の有効期限を2年間としており、今年の7月末が有効期限のため、7月に新しい保険証を発行する予定です。12月2日までに発行された保険証は、最長で来年の12月1日まで使えます。

なお、12月2日以降については、資格確認書を発行することになります。

マイナンバーカードをお持ちでない方や、保険証との紐づけをしていない方については、資格確認書を発行しますので、それで保険適用されることとなります。

○委員 どっちか選べるということですね。マイナンバーカードか、資格確認書か。

○事務局 そうですね。

- 委員 わかりました。ありがとうございます。
- 会長 ほかに御質問はございませんか。
- 委員 今のお答えであった、今年の7月に発行する最後の保険証の有効期限は、2年間にするのですか。令和7年12月1日にするのですか。
- 事務局 令和7年12月1日を有効期限とする予定です。
- 会長 ほかに御質問はございませんか。
- 委員 紙の保険証には被保険者の記号番号が載っていて、国民健康保険関係の届出や申請をする際に保険証を持ってきて記号番号を記載していますが、保険証がなくなった後も、記号番号を記載することになるのですか。
- 事務局 保険証が廃止された後の話ということでよろしいでしょうか。
- 委員 保険証が廃止になると、被保険者が自分の記号番号を把握するのは納税通知書だけになるのでは。
- 事務局 保険証が廃止される前に、被保険者に対して資格確認のお知らせを通知することになっており、このお知らせでご自身の記号番号を把握することができます。
- 会長 ほかに御質問はございませんか。——よろしいでしょうか。
- ないようであれば、これで質疑打ち切りということでよろしいでしょうか。

3. 令和5年度国民健康保健事業特別会計予算（案）について

- 会長 それでは、次に議題3「令和6年度国民健康保健事業特別会計予算（案）について」、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 本題に入る前に、被保険者数の推移等について説明させていただきます。申し訳ありませんが、着座にて説明させていただきます。
- 資料No.3「令和6年度国民健康保険事業特別会計予算案について」という資料の3ページをお開きください。5年間の被保険者数及び世帯数の年間平均の推移です。
- 被保険者数は、後期高齢者医療への移行、被用者保険適用拡大等の影響により、減少傾向にあると見込んでいます。
- また、世帯数は、核家族化や単身世帯の増加の影響を受けて、被保険者数より緩やかな減少傾向にあると見込んでいます。
- 次に、4ページをお開きください。5年間の保険給付費の推移です。

棒グラフが保険給付費の総額、折れ線グラフは 1 人当たりの保険給付費を表しています。

3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えが落ち着き、どちらも増加しています。

4 年度は、3 年度の反動や被保険者数の減少で保険給付費・1 人当たりの保険給付費ともに減少しています。

5 年度ですが、被保険者数の減少などあるものの、高齢化や医療の高度化により 1 人当たりの保険給付費は増加となり、6 年度も同様に推移すると見込んでいます。

それでは本題の令和 6 年度国民健康保険事業特別会計予算案について、説明いたします。

6 年度の予算も前年度と同様、国が示した仮係数に基づき予算編成を行っています。

これは、市の予算編成において、確定係数による算定結果の反映が間に合わないことや、県の予算編成についても仮係数による算定結果で行っていることなどによるものです。確定係数による算定結果の予算への反映については、9 月の補正予算で調整を予定しています。

それでは、6 年度 国民健康保険事業特別会計予算の歳入歳出の総額です。

歳入予算につきましては 1 ページの表、また歳出予算につきましては 2 ページの表の「6 年度当初額」と記載している列の一番下の額のとおり、歳入歳出それぞれ、118 億 8,000 万円で、5 年度と比べ、2 億 1,500 万円、1.78%の減となっております。

減額要因としましては、5 年度に比べ、県へ納める納付金が減額したことで、一人あたりの医療費は上がる傾向にありますが、被保険者数は減少傾向にあり、歳出において保険給付費全体が減少するものと見込んだため、それに伴い歳入の県支出金「保険給付費等交付金（普通交付金）」も減額としたためです。

初めに、1 ページの歳入から説明させていただきます。

国民健康保険制度の基本財源であります「01 国民健康保険税」ですが、総額 25 億 1,742 万 5 千円で、5 年度に比べてマイナス 2.30%、5,915 万 7 千円の減を見込んでおります。

なお、現年課税分の予定収納率は、実績を考慮し、5 年度と同様に 93.5%を見込んでおります。

次に、「03 県支出金」は、保険給付費等交付金（普通交付金）には医療分が、保険給付費等交付金（特別交付金）には、保険者努力支援分や特別調整交付金分、県繰入金 2 号分、

特定健診等負担金分を含むものとなっており、国民健康保険制度を維持していくための重要かつ大きな財源です。5年度より1億1,003万4千円減の83億4,192万1千円を計上しております。

次に、「04 繰入金」は、5年度より4,848万2千円減の9億7,649万5千円を計上しております。

一般会計繰入金の内訳について、まず、保険基盤安定繰入金です。これは保険税の金額について軽減措置を行った場合、軽減措置相当分を公費で補填するほか、低所得者の加入割合に応じて一定の支援をするもので、保険税軽減分と保険者支援分を合わせると5年度より2,233万9千円増の4億8,025万9千円を計上しております。

未就学児均等割保険税繰入金は、未就学児の均等割保険税軽減に係る繰入金で、5年度と同額の407万2千円を計上しております。

職員給与費等繰入金は、一般職人件費、会計年度任用職員報酬、一般管理費等の事務に要する費用に対する繰入金で、5年度より7,480万7千円増の2億9,485万1千円を計上しております。

産前産後保険税繰入金は産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の減額措置に係る繰入金で、224万円を計上しております。

出産育児一時金等繰入金は、出産育児一時金に対する繰入金で、出産育児の一時金総額の3分の2に相当する額として5年度より33万2千円減の2,333万4千円を計上しております。

財政安定化支援事業繰入金は、保険財政の健全化及び保険税の負担の平準化を目的に、国の財政措置のもと一般会計から繰り入れをするもので、5年度より220万円増の4,482万9千円を計上しております。

その他一般会計繰入金は、不足する財源を補填するための、いわゆる赤字繰入で、5年度より5,430万2千円減の1億2,691万円を計上しております。

なお、国保財政調整基金繰入金は、5年度で使い切るため、計上しておりません。

最後に、「06 諸収入」は、延滞金、交通事故等による第三者行為納付金、不当利得の返納金などで、5年度より303万円増の3,412万9千円を計上しております。

続きまして、歳出について説明させていただきます。2ページをお開きください。

最初に、「01 総務費」です。総務費は、国民健康保険事業運営のための資格・給付・賦課・徴収業務、一般職人件費、会計年度任用職員の報酬等に係る経費で、5年度より4,

154万円増の2億5,966万1千円を見込んでおります。増額の要因は、一般職人件費については、給料を減額する特例措置の廃止及び会計年度任用職員の勤勉手当新設に伴い増額することと、2年に1回の保険証の更新に伴い、通信運搬費が増額となること等が挙げられます。

次に、その下の「02 保険給付費」は、国民健康保険事業の主たるもので、5年度より1億1,368万5千円減の82億742万2千円を計上しております。

これは、これまでの支払い実績を参考に、積算して計上しております。6年度の保険給付費につきましては、1人当たりの保険給付費は増加傾向にあるものの、被保険者数の減少に伴い、保険給付費全体で1.37%の減が見込まれるため、減額となっています。

次に、「03 国民健康保険事業費納付金」は、県が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を、市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮し、国民健康保険事業費納付金の額として決定します。市は、その額を県に納めることとなります。

医療給付費分として、21億2,788万6千円、後期高齢者支援分として、8億5,832万5千円、介護納付金分として、2億6,701万2千円、合計で5年度より1億3,150万5千円減の32億5,322万3千円を計上しております。

次に、「04 保健事業費」は、主に短期人間ドックへの助成、はり、きゅう、マッサージ助成などに要する経費及び健康づくり支援課に執行を委任しております特定健診・特定保健指導に係る繰出金で、5年度より1,346万7千円減の1億3,419万1千円を計上しております。

次に、「05 諸支出金」は、保険税の還付金あるいは還付加算金、過年度の補助金の精算に伴う償還金で、5年度より212万円増の2,050万3千円を計上しております。

最後に、「06 予備費」は、当初予期しなかった予算外の支出、經常予算に不足が生じた場合に充当する経費として、5年度と同額の500万円を計上しております。

なお、本予算案は、令和6年第1回市議会定例会において、審査の上、可決後、決定となりますのでご了承ください。

以上で令和6年度国民健康保険事業特別会計予算案について説明を終わります

○会長 ただいま「令和6年度国民健康保健事業特別会計予算（案）について」、説明が終わりました。

これより質疑応答に移らせていただきます。ご質問等のある方は挙手をお願いします。

ないようであれば、これで質疑打ち切りということによろしいでしょうか。

4. データヘルス計画事業について

○会長 それでは次に、議題4「次期データヘルス計画事業について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局 国保年金課の澤井と申します。「次期データヘルス計画事業について」、御説明させていただきます。

着座にて説明させていただきます。

それでは、資料 No. 4「第3期我孫子市国民健康保険データヘルス計画 第4期我孫子市特定健康診査等実施計画（案）」を御覧ください。

第1回の運営協議会において、本計画策定の経過報告をさせていただいたところですが、この度計画書（案）の体裁がある程度整ってきたため、改めてご報告させていただきます。なお、計画書（案）の内容につきましては、現在も細かい修正作業を行っているため、令和6年2月9日時点のものであることをご了承ください。計画書が完成しましたら、改めて配布します。

それでは、計画書（案）の内容についてご説明させていただきます。

目次を御覧ください。計画書（案）の構成は、第1部がデータヘルス計画、第2部が特定健康診査等実施計画となっております。この2つの計画は関連性が高く、可能な限り一体的に策定することが望ましいとされているため、本市においてもこの2つの計画を一体的に策定しております。

それでは、データヘルス計画と特定健康診査等実施計画の概要を説明させていただきます。

まず、データヘルス計画ですが、主に生活習慣病が原因となる本市の健康課題を解決するため、必要な保健事業に取り組むことについて定めています。

第1部のデータヘルス計画の構成は、第1章が計画の概要、第2章が現状分析、第3章がこれまで行ってきた取組みの評価、第4章が令和6年度以降に取り組むべき保健事業について、となっております。

内容をかいつまんでご説明いたします。

計画書（案）の69ページと70ページを御覧ください。69ページに第2章の現状分析

の結果から見てきた課題について記載しています。大きく5項目にまとめました。

1つ目、生活習慣病のリスク不明者やリスク放置者を特定し、適切な受診を促すことで生活習慣病の重症化を予防する必要がある。

2つ目、生活習慣病の有リスク者に保健指導を実施し、重症化を予防する必要がある。

3つ目、重複服薬患者に服薬指導を実施し、適正服薬を推進することで対象者を減らす必要がある。

4つ目、後発医薬品の普及啓発により、利用率を向上させ、医療費適正化を図る必要がある。

5つ目、国保年金課だけでなく、健康づくり支援課、高齢者支援課と連携し、地域での健康づくりの推進に取り組み、医療費の適正化及び健康寿命の延伸を図る必要がある。

この5項目について、課題を解決するため来年度以降に取り組むべきであるとする保健事業とそれらの概要を、70ページに記載しております。

1つ目が特定健康診査未受診者対策事業、2つ目が生活習慣病治療中断者等受診勧奨事業、3つ目が特定保健指導未利用者対策事業、4つ目が糖尿病性腎症重症化予防事業、5つ目が重複服薬患者への指導事業、6つ目が後発医薬品の普及・啓発事業、7つ目が健康寿命延伸のための包括的啓発事業となっています。

これら7つの事業のうち、特定健康診査未受診者対策事業、特定保健指導未利用者対策事業、糖尿病性腎症重症化予防事業及び生活習慣病治療中断者等受診勧奨事業は現在も取り組んでおり、来年度以降も取り組む継続事業です。

重複服薬患者への指導事業、後発医薬品の普及・啓発事業及び健康寿命延伸のための包括的啓発事業は、来年度から新たに取り組む事業となります。

各事業の詳細は、72ページから78ページに記載があります。

継続事業につきましては、第3章に記載のあるこれまで行ってきた取組みの評価結果等を踏まえ、見直しを行うこととなっています。詳細は後程お読みいただければと思います。

データヘルス計画については以上です。

次に特定健康診査等実施計画についてご説明いたします。

特定健康診査等実施計画では、当市の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法について定めています。

特定健康診査は、生活習慣病の発症リスクが高いメタボリックシンドローム該当者を発見するための健康診断です。

特定保健指導は、メタボリックシンドローム該当者に対する生活習慣の改善を目的としたサポート事業です。

第2部の特定健康診査等実施計画の構成ですが、第1章が計画の概要、第2章が特定健康診査及び特定保健指導の実施方法となっております。

特定健康診査の受診率と特定保健指導の実施率については、国が全国的な目標値を60%と定めています。計画書（案）の34ページと36ページを御覧ください。

我孫子市ではこれまで、6年間をかけて国の目標値を達成するため、市としての目標値を定めて取り組んできました。

34ページの一番上、表2-29に特定健康診査受診率の目標値と実際の受診率、36ページが一番上、表2-31に特定保健指導実施率の目標値と実際の受診率を記載しています。

令和4年度の特定健康診査受診率は35.3%、特定保健指導実施率は23.6%と、目標値とは大きな乖離が残る結果となりました。

しかし、当市のみならず市町村国保は国が掲げる目標値に全く届かないところがほとんどであるのが現状です。

計画書（案）の81ページを御覧ください。

これまで述べてきた現状と、次期計画策定に係る国の手引きにおいて、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の目標値については、保険者の特性や社会的要因を分析したうえで、各保険者が段階的に達成しうる挑戦可能な数値を設定することが考えられる、とされたことを踏まえ、当市では来年度以降、81ページが一番上、表2-1に記載したとおり目標値を設定することとしました。令和11年度までに特定健康診査受診率を38.0%、特定保健指導実施率を30.0%とすることを目指します。

その他、当市における特定健康診査及び特定保健指導の実施方法については、83ページ以降に記載していますので、後程お読みいただければと思います。

以上で、「第3期我孫子市国民健康保険データヘルス計画 第4期我孫子市特定健康診査等実施計画（案）」の概要についての説明を終わります。

これまでの計画策定に係る経過を補足説明させていただきます。

1月4日から2月5日にかけてパブリックコメントを実施し、市民の方からのご意見を募集しましたが、ご意見はありませんでした。

また、2月13日に、市議会の教育福祉常任委員会の委員に対して計画書（案）の説明を

しましたが、この場でも特にご意見はありませんでした。

これまでの計画策定に係る経過報告は以上となります。

何かお気づきの点がございましたら、お伺いできますと幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

○会長 ただいま、「次期データヘルス計画事業について」の説明が終わりました。これより質疑応答に移らせていただきます。

それではご質問等のある方は挙手をお願いします。

○委員 データヘルス計画の39ページの3行目に「特定健康診査未受診者のうち生活習慣病のレセプトがある者は38.6%となっています。」とあるが、特定健康診査を未受診なのに生活習慣病であることをどうしてわかるんですか。

○事務局 被保険者の方が保険証を使って医療機関を受診した場合、医療機関からその診療情報、レセプトが市に提出されますが、その中に何の疾患のために受診したのか記載があります。このため、特定健康診査を未受診であっても、生活習慣病であることを把握することができます。

○委員 国民健康保険に加入している方については生活習慣病を持っている方を把握しているということですね。

○事務局 はい。医療機関から提出されたレセプトの分については把握しています。

○委員 先月、我孫子市の国民健康保険の収支を改善するために我孫子市として何かやれることはあるんですかとお聞きしたらジェネリック医薬品の推進という話だけでしたが、随分色々な凄い事業を実施してるんですね。驚きました。

全体的には一人当たりの医療費が上がっている状況ですが、それを下げるための決定的な方法はないのでしょうか。

医療費を下げることに効果的な事業は何かを分析して、その事業に注力することも必要かなと思います。

ジェネリック医薬品の利用率は国の目標値を超えていますが、それをもっと推進したらいいのではないかと思います。

○事務局 国保年金課長の海老原です。医療費を下げるために特別効果的な事業は無いというのが現状です。データヘルス計画に位置付けている各種事業については被保険者の皆様が医療機関を受診した時の病名や検査の数値から、重症化すると当然医療費は高くなってしまいますので、重症化する前の方に市からアプローチをして、保健指導をする等の取

り組みを今までも行ってきました。

現計画は今年度で終了するため、来年度からの新たな計画にそういった事業を位置付けています。

委員もおっしゃられたように、医療費の削減にどのくらいの効果があるかは確かにわからないところではありますが、このデータヘルズ計画は国が全国的に進めているものであることから、少なからず効果はあるという認識で各事業を進めています。

○事務局 追加でもう1点、来年度から取り組む事業の中で重複服薬患者への指導事業があります。この事業は国が力を入れて推進を始めている事業になりますが、薬の飲み過ぎ状態である方々に対して適正服薬を促すものになります。

薬の飲み過ぎの方は必要以上に医療機関を受診し、薬の処方を受けている方になるため、余計な医療費がかかっている方が対象になります。

この事業を実施していくことで、不必要な医療費の削減を図ることができるため、今後力を入れて実施しようと考えているところです。

○委員 ジェネリックの推進ですが、ジェネリックを使わない医師の方がいるというのをテレビで見たことがあります。それは莫大なコストをかけて新薬を開発している会社を応援したいという意図だったのですが、市内でそういう医師の方がいるのか把握はしていますか。

○事務局 把握はしていませんが、ジェネリック医薬品を利用できる被保険者の方にジェネリック差額通知を発送しています。現在処方されている薬のジェネリック医薬品があることを知っていただき、患者さんからジェネリックを希望していただけるように、事業を行っていきます。

○会長 ほかに御質問等はありませんか。

○委員 もしわかったら構いませんが、特定健康診査で国が掲げている受診率60%に市町村国保はほとんど達していないとのことでしたが、被用者保険はどうなんでしょうか。

○会長 事務局お願いします。

○事務局 具体的な数値は把握していませんが、被用者保険では、お勤め先の会社が基本的に管理している保険になります。その場合、会社が従業員向けの健康診断を実施することが法律で決まっています。会社で実施された健康診断を特定健康診査として活用することができるため、社会保険については市町村国保と比較して圧倒的に高い受診率であると考えられます。

○会長 ほかに御質問等はありませんか。——よろしいでしょうか。

ないようであれば、これで質疑打ち切りということでよろしいでしょうか。

5. その他

○会長 それでは、最後に「その他」ということで、何か議題として取り上げたいものがございますか。

ないようですので、議題についてはこれで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは本日の会議を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

以上をもちまして令和5年度第3回我孫子市国民健康保険運営協議会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

○事務局 会長ならびに委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

令和5年度の我孫子市国民健康保険運営協議会は今回を持ちまして終了したいと考えています。

なお、令和6年度の第1回我孫子市国民健康保険運営協議会の開催は10月頃を予定しています。日程につきましては、後日調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

会長ならびに委員の皆様、本日はありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

本日は大変お疲れ様でした。

午後2時35分閉会